

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|--------------|--|----------|----------|
| No | 2 | 府省庁名 防衛省 | |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u> | | |
| 要望項目名 | ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化等 | | |
| 要望内容 (概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【課税免除の特例措置の恒久化】</p> <p>自衛隊が使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号の規定に基づき、平成30年3月31日までの間、課税免除の特例措置（以下「自衛隊船舶用軽油の免税措置」という。）を受けているが、当該特例措置を受けている軽油（以下「免税軽油」という。）を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号の規定により、軽油引取税が課税（みなす課税）されるとともに、同条第3項の規定により、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。</p> <p>他方、平成25年1月に豪州との間の物品役務相互提供協定（ACSA）が発効したことから、当該協定の下で自衛隊が保有する免税軽油を豪軍に提供した場合には、平成27年度から、地方税法附則第12条の2の7第6項の規定により、平成30年3月31日までの間、課税免除の特例措置（譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ。）を受けてきているところである。</p> <p>また、平成29年度中に新たなACSAについて承認の見通しが立った場合、当該ACSAに基づき外国の軍隊に提供される免税軽油についても課税免除の特例措置を受けることとされ、平成29年8月に英国とのACSAが発効したことから、当該ACSAの下で自衛隊が保有する免税軽油を英軍に提供した場合にも、同月から同様の課税免除の特例措置を受けることになったところである。</p> <p>これらの特例措置は、その前提となる自衛隊船舶用軽油の免税措置が期限付きであったため、これと連動して期限付きであったが、今後、当該免税措置については恒久化が要望されているところである。また、ACSA協定は10年間の有効期限を設けているものの、いずれかの当事国政府が終了の意思表示をしない限り自動延長することとなり、期限を設ける実質的な意義はなく、ACSA締結国軍隊との協力の円滑な実施を確保するためには、ACSAの下での免税軽油の提供について地方税法上の課税免除の特例措置を恒久的に受けることが必要不可欠である。このため、自衛隊船舶用軽油の免税措置の恒久化に合わせ、地方税法附則第12条の2の7第6項において「平成30年3月31日まで」とされている適用期限を廃し、地方税法本則による当該特例措置の恒久化を要望するものである。</p> <p>【課税免除の特例措置の拡充】</p> <p>現時点においては、カナダとの間で新たにACSAについて実質合意をしており、さらにフランスとも締結に向けた協議を進めているところ、今後、ACSAの締結国は増加していく見込みとなっている。</p> <p>したがって、今後、豪州及び英国以外の外国政府との間でもACSAが締結された場合には、ACSAの下での円滑な物品提供による関係各国との協力の深化を確実に図るため、当該外国の軍隊に対する免税軽油の提供についても、課税免除の特例措置を受けることが必要不可欠である。このため、現在、地方税法施行令附則第10条の2の2第11項の規定により、豪州及び英国を対象とする場合に限られているACSAの下での免税軽油の提供時における課税免除の特例措置について、新規にACSAが締結された場合にも適用できるよう拡充を要望するものである。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>自衛隊が保有する免税軽油ACSAの締結国の軍隊に対して提供する場合の課税免除の特例措置の恒久化及び当該恒久化された特例措置を新たなACSAが締結された場合にも適用可能とするための当該特例措置の拡充</p> <p>〔関係条文〕</p> <p>地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、地方税法施行規則附則第4条の7</p> | | |
| 減収見込額 | 〔初年度〕 － | 〔平年度〕 － | （単位：百万円） |

| | |
|--------------------|---|
| <p>要望理由</p> | <p>(1) 政策目的 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していくこと。 緊急のニーズが生じた場合、諸外国の軍隊等に対し、現場で必要な軽油を追加的財政負担なく迅速に融通することを可能とすることで、運用の柔軟性を確保し、効率的な活動を行うこと。</p> <p>(2) 施策の必要性 下記閣議決定文書にも記載されているように、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から友好国との安全保障協力を推進する必要があるとともに、各種活動において運用の柔軟性を確保しつつ効率的な活動を行う必要がある。</p> <p>○ 国家安全保障戦略(閣議決定:平成25年12月17日)Ⅱ国家安全保障の基本理念(抄) 「我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることを鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。・・(中略)・・第2の目標は、日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、<u>実際の安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。</u>第3の目標は<u>普段の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、反映する国際社会を構築すること</u>」</p> <p>○ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(閣議決定:平成25年12月17日)(抄) 「(Ⅲ我が国の防衛の基本方針 1 基本方針)・・日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。」 「(Ⅲ我が国の防衛の基本方針 2 我が国自身の努力)・・一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める」 「(Ⅳ防衛力の在り方 1 防衛力の役割)・・我が国周辺において、常統監視や訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施することにより、我が国周辺を含むアジア太平洋地域の安全保障環境の安定を確保する。また、同盟国等と連携しつつ、<u>二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援等を多層的に推進し、アジア太平洋地域の域内協力枠組みの構築・強化を含む安全保障環境の安定化のための取組において</u> 重要な役割を実効的に果たす。」</p> <p>○ 日米物品役務相互提供協定(平成29年4月25日)(抄) 「このような枠組みを設けることが、相互の後方支援について、<u>日米防衛協力のための指針において言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。</u>」</p> <p>○ 日豪物品役務相互提供協定(平成25年1月31日)(抄) 「このような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及びその他の活動において日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、<u>国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。</u>」</p> <p>○ 日英物品役務相互提供協定(平成29年8月18日)(抄) 「このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及び連合王国の軍隊が実施する活動において<u>それぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。</u>」</p> |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | |

| | | |
|-----|---|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第4718号。26. 3. 31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標: 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。 政策分野: 諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、 グローバルな安全保障環境の改善 施 策: 国際平和協力活動の実施 |
| | 政策の達成目標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国と他国の間で物品・役務の融通を円滑化するというACSAの趣旨に鑑み、軽油引取税(みなす課税)を課すことは適当ではなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、友好国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。 (※軽油提供ニーズはアドホックに発生するものであり、定量的な測定指標[軽油提供回数や提供量]を設定することは困難である。) |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 船舶の動力源の軽油引取税の課税免除の特例措置と連動(恒久化) |
| | 同上の期間中の達成目標 | ニーズが発生した場合に、課税負担なく速やかに軽油を提供すること |
| 有効性 | 政策目標の達成状況 | 本租税特別措置により、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整なく、豪州や英国、新規ACSA締結国の軍隊に対して軽油を提供することができ、2国間の安全保障協力の推進に資することとなるとともに、円滑なオペレーションの実施に寄与し、ひいては安全保障環境の改善につながる。 |
| | 要望の措置の適用見込み 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | ACSAの下での軽油の提供は、オペレーション上のアドホックなニーズに基づくため、将来の適用見込みの推計は困難である。 本措置により、豪州や英国、新規ACSA締結国の軍隊に対する軽油の提供を追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく実施できることとなり、より一層、友好国との安全保障協力が進展し、活動自体もより効果的なものとなる。 今般の租税特別措置が拡充されなかった場合、緊急時の迅速な軽油提供に支障が生じ、諸外国の軍隊等との安全保障協力が後退するおそれがある。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 他国との間で物品役務相互提供協定が締結されることを前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については、既存の同種の協定において認められる範囲内で消費税を課さないこととされている。(平成24年度税制改正大綱) 重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法又は国際平和支援法に基づき外国の軍隊等に提供される免税軽油については、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成29年度税制改正大綱) |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| | <p>要望の措置の 妥当性</p> | <p>豪州や英国、新規ACSA締結国の軍隊に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全自治体、全住民に裨益するものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当である。</p> <p>また、我が国と他国の間で物品・役務の融通を円滑化するというACSAの趣旨に鑑みれば、豪州や英国、新規ACSA締結国の軍隊に対して提供される軽油について軽油引取税(みなす課税)を免除し、都道府県知事の事前承認にかからしめないことに妥当性がある。</p> <p>加えて、ACSAの下での軽油の提供ニーズはアドホックに発生するため、予めその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税について予め予算措置をとることも難しく、税制上措置することが妥当である。</p> |
| <p>税負担軽減措置等の 適用実績</p> | | <p>平成27年度 日豪ACSAの下でのオーストラリア軍への免税軽油提供実績 220.1kl</p> |
| <p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p> | | <p>なし</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p> | | <p>本措置により、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく、ACSA締結国に対し、軽油を提供することができることになる。</p> |
| <p>前回要望時の 達成目標</p> | | <p>我が国と他国の間で物品・役務の融通を円滑化するというACSAの趣旨に鑑み、軽油引取税(みなす課税)を課すことは適当ではなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、友好国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。</p> |
| <p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p> | | <p>平成27年度にオーストラリア軍に対し日豪ACSAの下で免税軽油を提供した際には、課税負担や都道府県知事の事前承認の調整なく迅速・円滑に実施することが可能となり、豪州との安全保障協力の推進やオペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善に資することができたところである。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | | <p>平成27年度創設、平成29年度拡充</p> |